

(設置)

第1条 北海道医療大学（以下「本学」という。）に、学則第9条第1項に基づき北海道医療大学薬剤師支援センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの組織及び運営は、この規程の定めるところによる。

(所在地)

第2条 センターは、北海道石狩郡当別町字金沢1757番地の北海道医療大学内に置く。

(目的)

第3条 センターは、本学の教育理念及び教育目標に基づき、本学薬学部が有する諸機能と知的財産を広く社会に還元し、教育・研究等における医療現場との連携並びに薬剤師の生涯学習推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 認定薬剤師研修制度に関する企画、立案及び運営
- (2) 医療現場との共同研究の推進・連携事業
- (3) その他センターの目的達成に必要な事業

2 前項第1号にかかわる規程は別に定める。

(センターの構成員)

第5条 センターには、次の職員を置く。

- (1) センター長 1名
- (2) センター員 2名
- (3) 事務職員 1名

2 前項第1号及び第2号に掲げる職員は、薬学部専任教員の中から学長が委嘱する。

(センター長)

第6条 センター長はセンターの管理・運営業務を総括する。

2 センター長は、毎年度末に当該年度の事業結果及び次年度の事業計画を学長に報告し承認を得なければならない。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(センター管理運営委員会)

第7条 センターの管理・運営並びに事業に関する事項を協議するため、北海道医療大学薬剤師支援センター管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）を置く。

(管理運営委員会の構成員)

第8条 管理運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センター員 2名
- (3) 薬学部教授会から選出された専任教員 3名（教授1名以上を含む。）
- (4) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。また、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 管理運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

(管理運営委員会の招集、議長及び運営)

第9条 委員長は管理運営委員会を招集し、その議長となる。

2 管理運営委員会は、委員の3分の2以上の出席を持って成立する。

3 委員長は必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(管理運営委員会の協議事項)

第10条 管理運営委員会は次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) センターの管理運営に関する事
- (2) 認定薬剤師研修制度の基本方針に関する事

(3) 医療現場との共同研究の基本方針に関すること

(4) その他センター事業の基本方針に関すること

(認定薬剤師研修制度運営委員会)

第11条 第4条第1項第1号に定める事業を実施するため、管理運営委員会のもとに、「認定薬剤師研修制度運営委員会」を置く。

2 「認定薬剤師研修制度運営委員会」に関する必要事項は、別に定める。

(事務の所管)

第12条 センターに関する事務は、学務部教務課が所管する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。